第三十条の十五第一項中「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十条の四十四の十第三項」を「第三十条の四十四の十一第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）

第三十条の十五の二　機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

２　都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

３　都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の十六中「及び第三十条の九の二」を「、第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十三、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において同じ。）への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。）」に改める。

第三十条の二十三中「又は第三十条の九の二第一項」を「、第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第一項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加える。

第三十条の二十五第一項中「若しくは第二項」の下に「、第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第五項まで」の下に「、第三十条の十五の二第一項」を加える。

第三十条の二十八第一項中「若しくは第三十条の十五第二項」を「、第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加える。

第三十条の三十第一項中「又は第三十条の十五第二項」を「、第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第一項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「又は第三十条の九の二」を「、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項」に改め、「若しくは法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を、「これらの職にあつた者」の下に「、準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者」を加える。

第三十条の四十一第一項中「、第三号」を「から第三号まで」に改める。

第三十条の四十四の四第一項第三号中「第三十条の四十四の十第二項」を「第三十条の四十四の十一第二項」に改める。

第三十条の四十四の六第一項中「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、同条第三項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に改め、「前二項」の下に「又は次条第二項若しくは第三項」を加え、同条第六項中「又は第三十条の十」を「、第三十条の十」に改め、「まで」の下に「又は第三十条の十五の二第一項」を加え、「又は前三条」を「、前三条又は次条第一項」に改める。

第三十条の四十四の十二の表第三十条の二十五第一項の項中「若しくは第二項」の下に「、第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」を、「まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第二項若しくは第三項」を加え、同表第三十条の二十五第二項の項中「第五項まで」の下に「、第三十条の十五の二第一項」を加え、「第八項まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第一項」を加え、同表第三十条の二十八第一項の項中「若しくは第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第一項若しくは第三項」を「、第三十条の十五第二項若しくは第四項若しくは第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項」を「、第三十条の十五第二項若しくは第四項又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項」に改め、同表第三十条の三十第一項の項中「又は第三十条の十五第二項」を「、第三十条の十五第二項又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項」を「、第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項又は第三十条の四十四の七第一項若しくは第三項」に改め、同表第三十条の三十第二項の項中「又は第三十条の九の二」を「、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項」に、「又は第三十条の四十四の二」を「、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項」に改め、第四章の三中同条を第三十条の四十四の十三とする。

第三十条の四十四の十一中「又は第三十条の四十四の二」を「、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加え、同条を第三十条の四十四の十二とし、第三十条の四十四の十一とし、第三十条の四十四の十を第三十条の四十四の十とし、第三十条の四十四の九を第三十条の四十四の八とし、第三十条の四十四の八を第三十条の四十四の九とする。

第三十条の四十四の七中「及び第三十条の四十四の二」を「、第三十条の四十四の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の四十四の十二において同じ。）への機構保存附票本人確認情報の提供に係る部分に限る。）」に改め、同条を第三十条の四十四の八とし、第三十条の四十四の六の次に次の一条を加える。

（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）

第三十条の四十四の七　機構は、準法定事務処理者から第三十条の十五の二第一項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

２　都道府県知事は、第三十条の十五の二第二項に規定する総務省令で定める準法定事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）は、都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる。

３　都道府県知事は、第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者から同項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の四十五中「同条各号（」の下に「第一号の二、」を加える。

第三十条の五十中「第七条第一号から第三号まで」を「第七条第一号、第二号及び第三号」に改める。

第三十条の五十一の表第十二条の二第一項の項中「第八号まで」を「から第八号まで」に、「第四号」を「、第二号から第四号」に改め、同表第十二条の三第一項の項中「及び第六号」を「から第三号まで及び第六号」に、「第七号」を「第二号、第三号、第七号」に改め、同表第十五条の四第二項の項中「第八号まで」を「から第八号まで」に、「第四号」を「、第二号から第四号」に改め、同表第十五条の四第三項の項中「及び第六号」を「から第三号まで及び第六号」に、「第七号」を「第二号、第三号、第七号」に改める。

第四十二条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

第四十三条第二号ト中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改め、「附票情報受領者」の下に「（チにおいて「附票情報受領者」という。）」を加え、同号チ中「受領者」の下に「又は附票情報受領者」を加え、「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

第四十七条各号中「第三十条の四十四の八」を「第三十条の四十四の九」に改める。